

(別紙)

「事業者における特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応についての一部を改正する件（告示案）」に関する意見募集の結果について

No.	意見等	当委員会の考え方
1	<p>現行の告示が示された時点において、既にマイナンバー法の改正は完了していたはずであり、現行の告示に於いて努めるとしているものを必須とすることは合理性に欠けると言わざるを得ない。企業においては、来年1月までに報告するための準備をすることは実質的に不可能であることから、本規則案の見直しを求める。</p> <p>マイナンバー制度では、この件もそうだが朝令暮改があったり、未だに詳細のわからない部分があったりと1月開始に向けて無理があると言わざるを得ない。</p> <p>国は企業がヒマだとでも思っているのか？</p>	<p>本告示案については、法の改正に伴い、重大な事態の報告が法令上の義務になることに伴い、既存の告示に基づく特定個人情報が漏えい等した場合の報告について改正を行おうとするものです。</p> <p>なお、改正法が施行される日に併せて告示も修正することとしています。</p>
2	<p>数次先の委託先の漏洩個人情報委員会への報告は再委託契約許諾者がやるべきと思うが如何か。</p>	<p>本告示に基づく報告については、再委託（再委託以降の委託も含む。）の許諾をする最初の委託者が当委員会に報告することとなります。</p>
3	<p>漏洩事案等と、漏洩事案その他の番号法違反の事案またはそのおそれのある事案はおなじなのでしょう。また、報告しなかった場合にペナルティはあるのでしょうか。</p> <p>また、その他、色々な場合が書かれていますが、具体的によくわからないので、例示をお願いします。それと、1. 特定個人情報の漏えい事案等が発覚した場合に講ずべき措置については、なにをすれば良いかわからないので、さらに詳細を説明した資料をお願いします。</p>	<p>「特定個人情報の漏えい事案等」は、「特定個人情報の漏えい事案その他の番号法違反の事案又は番号法違反のおそれのある事案」に含まれるものと考えます。</p> <p>報告については、努めるとされていることから、本告示に基づく報告をしなかったことだけをもって、直ちに、番号法違反となるものではありません。</p> <p>なお、特定個人情報の漏えい事案等が発覚した場合の講ずべき措置に関する詳細については、本告示のほか、Q & Aを公表しております。</p>
4	<p>2. (1) 報告の方法</p> <p>「2. 本告示に基づく報告(1) 報告の方法」において、「ア.」においては主務大臣のガイドライン等の規定に沿って報告するとあり、一方、「ウ.」においては、「速やかに報告する」とある。</p> <p>上述の主務大臣のガイドラインの規定に沿って運用がなされている場合においては、「ウ.」における報告時期も「ア.」と同様の対応スピードとすることで問題ないとの理解でよいか。</p>	<p>御理解のとおりです。</p>
5	<p>現在、「特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の報告要領について」により、「重大事案またはそのおそれのある事案が発覚した場合」は、FAXにより報告することになっているが、「3. 番号法第28条の4に規定する重大事態等に関する報告(2)本告示に基づく報告」においては、その報告の方法等に指定はないとの理解でよいか。方法等に指定がある場合にはどのような方法によるものか示していただきたい。また、同報告における「直ちに」という趣旨を踏まえ、FAX以外の方法等（例えば、電話等での一報）は許容されるとの理解でよいか。</p>	<p>報告の方法については、当委員会ホームページにおいてお示ししております。</p>
6	<p>特定個人情報等の漏えい事案が発生した際の報告等に関する貴委員会の相談窓口を設置いただきたい。</p>	<p>特定個人情報の漏えい事案等に係る報告についてご不明な点があれば、当委員会事務局へお問合せください。</p>
7	<p>規則に規定する重大事態の二の「100人を超える」という人数であるが、これは50人（もしくは30人）に変更すべきであると考え。</p> <p>（当然の事であるが、個人情報保護法関連のものについても50人（もしくは30人）に変更すべきであると考え。）</p> <p>理由についてであるが、例えば労働者が50人を越えた場合には使用者は労基署に定期健康診断結果報告書を提出する義務があるが、この事や産業医（50人以上で選任を行う）等、その他について考えると、これは100人ではなく50人を一つの区切りとして扱うのが妥当だからである。</p> <p>また、100人では小学校の一学年で到達する事は無いと思われるが、50人や30人であるのであれば到達するであろう。</p> <p>従業員全てが一学年の児童全員の特定個人情報が漏洩する等は重大な事態であり、報告及びその事例検証（漏洩経路や犯人の手口の分析含む）が必要になると思われるが、これは是非とも行うべきものである。よって、この人数は50人もしくは30人にしていきたいと考える。</p>	<p>規則に規定される重大事態は、これまでの個人情報の漏えい事案を参考に、二次被害の拡大防止等の観点から当委員会が迅速に把握する必要があると思われる場合を想定しています。</p> <p>なお、本告示においては、重大事態に該当する事案又はそのおそれのある事案が発覚した時点で、直ちに当委員会に報告することとしています。</p>